

## USEN GATE 02

### 安心サポートサービス契約約款

(USEN GATE 02 モバイルアクセス type W 用)



2025年5月1日版

株式会社USEN ICT Solutions

#### 第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 安心サポートサービス（以下「本サービス」といいます。）は、当社提供サービスである USEN GATE 02 モバイルアクセス type W サービス（以下「type W サービス」といいます。）の利用を条件に、そのオプションとして提供する、端末機器に対する保証を行うサービスです。

2. 当社は本サービスの提供に係る業務の全部または一部を第三者（株式会社ネットワークコンサルティングを含むがこれに限りません。）に委託することができるものとします。

#### 第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

#### 第3条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」の順に優先して適用するものとします。

#### 第4条 (譲渡禁止)

当社と本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結した者（以下「契約者」といいます）は、契約者としての権利義務について、第三者への譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

#### 第5条 (利用契約申込みの方法)

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。

#### 第6条 (利用契約申込みの条件)

本サービスの利用契約の申込みは、「USEN GATE 02 モバイルアクセス type W サービス」契約約款（以下「type W サービス約款」といいます。）に同意して「type W サービス」を申し込む者が、同時にこれを行う場合に限り受け付けるものとし、「type W サービス」の利用契約期間の途中での申込み、あるいは本サービスの中途解約後の再申込みはできません。

#### 第7条 (利用契約申込みの承諾)

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるとき、またはその申込みを承諾する事が技術的に困難なときは、この限りではありません。

2 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾することにより、「御申込書」に記載の申込日に遡って、当社と利用申込者との間で成立するものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しない

ことがあります。

(1) 「type W サービス」若しくはその他当社提供サービスに係る料金その他の債務（本約款に規定する料金または工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(2) 前条に基づく申込み内容に不備があるとき。

(3) 申込みをした者が、「type W サービス」の利用を停止されたことがあるまたは「type W サービス」若しくはその他当社提供サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

#### **第8条** （料金の支払い義務）

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日の属する月から本サービスの提供終了日の属する月分まで発生するものとし、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含みます。）を支払うものとし、

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

3 当社は本サービスの料金を、「type W サービス」約款に基づく「type W サービス」の利用料金と合算して請求します。

4 当社は、特定協定事業者との契約条件の変更または社会情勢の変化等により、本サービスの料金を改定することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、契約者に対して変更後の料金と変更日を通知します。

#### **第9条** （遅延利息）

契約者は、本サービスの料金その他の債務（延滞利息を除きます）について、その支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について、年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までにお支払い頂きます。

#### **第10条** （本サービスの提供義務の免責）

当社は、次の場合には本サービスの提供義務を免れるものとし、

(1) 契約者が本サービスの料金その他の当社に対する債務のお支払いを現に怠っている場合

(2) 天災等の不可抗力、その他の事由により、本サービスの継続運営が困難であると当社が判断した場合

#### **第11条** （契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、自ら利用契約の解約を行う場合、解約月を指定し、その1ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとし、

なお、指定の解約月に当社にて解約処理ができない場合、当社にて解約月を指定し利用契約を解約するものとし、

2 契約者は本サービスの解約月の翌月以降、第 15 条に定めるサービスを受けることはできないものとし、

#### **第12条** （当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が本サービスの料金その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は契約者に対しなんらの催告等を要せず、利用契約を解除することができます。

2 契約者が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合には、当社は、直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 利用契約時に虚偽の申告をした場合
  - (2) 本約款のいずれかの規定に違反した場合
  - (3) 本サービスの利用状況等が適当でないと判断された場合
  - (4) 住所変更等の届出を怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により契約者の居所が不明となり、または当社が契約者への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
  - (5) 不正な行為があった場合
  - (6) 当社およびその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
  - (7) 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社および業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
  - (8) 契約者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
  - (9) 暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
  - (10) 前各号の他当社が契約者として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
- 3 前項各号の事由が発生したことにより、第三者に損害が発生した場合、契約者は自ら当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

**第13条** （本サービスの提供期間）

本サービスの提供期間は、本サービスの契約成立日から、契約解除をした日もしくは「type W サービス」の利用契約の終了日までとします。

**第14条** （保証の対象範囲）

当社が本サービスにおいて保証の対象とする機器は、「type W サービス」により提供されるルータ（以下「端末機器」といいます。）とします。

**第15条** （保証の詳細）

当社は、本サービスの提供期間中に契約者の使用する端末機器に次の各号のいずれかの事由が発生した場合に、契約者に対し次の内容のサービスを提供いたします。

安心サポート(スタンダード)	
事由	保証内容
取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で機器が故障した場合	無償での修理。ただし、修理が難しい場合は無償での端末機器の交換対応
安心サポート(ワイド)	
(1) 取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で機器が故障した場合	無償での修理。ただし、修理が難しい場合は無償での端末機器の交換対応
(2) その他故障・破損・水濡れによって当社が保証対象と認めた場合	

**第16条** （保証の適用対象外となる場合）

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、保証の対象外とします。

- (1) 契約者の故意による故障、改造による損害、その他盗難・紛失
- (2) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害
- (3) 使用による劣化や色落ち等
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する被害（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）

す。)

- (5) 公的機関による差押え、没収等に起因する被害
- (6) 契約者が前条に定めるサービスの提供を受けた日の属する月の翌月から起算して6ヶ月以内に再度前条に定めるサービスを利用しようとした場合
- (7) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合

**第17条** (保証を受ける際の手続)

契約者は前項に定めた事由が発生した場合は、USEN モバイルアクセス type W サポートセンターに連絡の後、端末機器および製品保証書を当社指定の送付先に送付いただくものとします。なお、送付にかかる費用は契約者が負担するものとします。

修理後若しくは交換用の端末機器の送付にかかる費用は当社にて負担するものとします。

**【料金表】 ※すべて税抜き表示**

料金種別	単位	料金
安心サポート(スタンダード)	1契約回線ごとに月額	300円
安心サポート(ワイド)		500円

(以下余白)